

水質汚濁防止法が改正されました！（H24.6.1 施行）

届出対象施設の拡大、構造等の基準の遵守義務、定期点検の義務 が新たに生じます。

1 法改正の概要

（1）届出対象施設の拡大

有害物質使用特定施設¹、有害物質貯蔵指定施設²の構造や施設等について、設置の事前に県又は政令市への届出³が必要になりました。

法施行日（平成24年6月1日）時点で、これらの施設を設置している場合は、平成24年6月30日までに使用届の提出が必要です。

- 1 有害物質（ホム、鉛、トリクロロエチレン等26物質）をその施設において製造、使用し又は処理する特定施設。
- 2 有害物質を含む液状の物を貯蔵する施設であって、この施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設。
- 3 有害物質使用特定施設の届出規定は、合流式下水道区域のみに新たに適用される規定です。合流式下水道区域以外では、従来から届出が必要だったものです（瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸法」という。）の対象である工場・事業場では、特定施設の設置許可が必要）。

（2）構造等に関する基準の遵守義務

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に関して、新たに、構造等に関する基準¹の遵守²が必要になりました。

- 1 施設設置場所の床面及び周囲、付帯配管等（地上・地下）、排水溝等及び地下貯蔵施設のそれぞれについて、基準が設けられました。
- 2 法施行日（平成24年6月1日）時点で、有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設を設置している場合は、その構造等に関する基準の適用が平成27年5月31日までの3年間猶予されます（定期点検のみによる対応で可。）。

（3）定期点検の義務の創設

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に関して、新たに、定期点検¹や結果の記録・保存²が必要になりました。

- 1 施設本体、床面及び周囲、付帯配管等（地上・地下）、排水溝等及び地下貯蔵施設について、ひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無、漏えいの有無の確認を、目視により、又は、目視が困難な場合は検知システム等の導入により、行うこととなります。
- 2 定期点検の結果は、3年間の保存義務があります。

2 届出等の手続き

(1) 改正法の施行時(平成24年6月1日)に生じる届出義務

平成24年6月1日時点で、有害物質使用特定施設¹又は有害物質貯蔵指定施設を現に設置している場合、平成24年6月30日までに使用届を提出²してください。

【提出先：各県民局環境課又は水濁法政令市】

- 1 合流式下水道に、雨水も含め水の全量を放流している場合に限る。
- 2 有害物質使用特定施設(公共用水域に排水を放流する特定事業場に限る。)については、平成24年5月31日までに水濁法の届出済又は瀬戸法の許可済であるため、使用届の提出は不要。
有害物質貯蔵指定施設については、瀬戸法の許可対象の特定事業場の場合であっても、水濁法に基づく使用届の提出が必要。

(2) 改正法の施行(平成24年6月1日)以降の届出(設置・変更等)の手続き

以下のとおり、届出又は許可が必要となります。

有害物質使用特定施設の場合

- 1) 公共用水域に排水(雨水を含む。)を放流する工場・事業場(従来どおり)
 - ・瀬戸法対象 瀬戸法による許可
 - ・水濁法対象 水濁法による届出

届出申請内容には、新たに、「特定施設の設備」が追加されます。

- 2) 合流式下水道に、雨水も含め水の全量を放流する工場・事業場(新)
 - 水濁法による届出

有害物質貯蔵指定施設の場合

- 瀬戸法対象、水濁法対象に関わらず、全ての工場・事業場(新)
 - 水濁法による届出

3 構造等に関する基準、定期点検について

構造等基準は、対象施設の床面及び周囲や、付帯配管等で有害物質を含む水が流れる設備全てに適用されます。構造等に関する基準に応じて定期点検を行う必要があります。

(詳細は、説明会でご説明しますのでご参加ください。説明会の開催情報については、こちらのホームページをご覧ください。<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/topics/24h/20120404/mizu.html>)

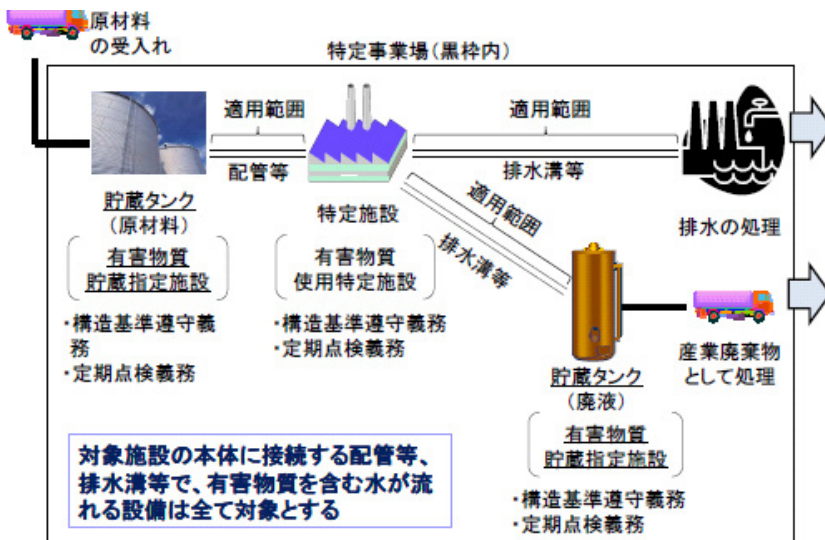


図 構造等に基準が適用される施設の範囲の例

【お問い合わせ先】

兵庫県 農政環境部 環境管理局
水大気課 産業排水・土壌係
電話: 078-341-7711 内線 3390
又は、お近くの水濁法政令市まで

水濁法政令市

市・担当部署	電話番号
神戸市 環境保全指導課	078-322-5309
姫路市 環境政策室	079-221-2466
尼崎市 環境保全課	06-6489-6305
明石市 環境保全課	078-918-5030
西宮市 環境保全課	0798-35-3823
加古川市 環境政策課	079-427-9200
宝塚市 環境政策課	0797-77-2072

水質汚濁防止法施行令第2条に規定される有害物質
カドミウム及びその化合物
シアン化合物
有機燐化合物
鉛及びその化合物
六価クロム化合物
砒素及びその化合物
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
ポリ塩化ビフェニル
トリクロロエチレン
テトラクロロエチレン
ジクロロメタン
四塩化炭素
1,2-ジクロロエタン
1,1-ジクロロエチレン
シス-1,2-ジクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン
1,1,2-トリクロロエタン
1,3-ジクロロプロペン
チウラム
シマジン
チオベンカルブ
ベンゼン
セレン及びその化合物
ほう素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物